

米国製造業株式ファンド（愛称:US ルネサンス）
2015年8月25日における基準価額変動について

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2015年8月25日、米国製造業株式ファンドの基準価額が前日比5%以上下落いたしましたので、ご報告申し上げます。

2015年8月25日の米国製造業株式ファンドの基準価額は22,773円となり、前日比-1,468円、6.1%の下落となりました。今回の基準価額の変動の主な理由は、以下の通りです。

8月25日の基準価額算出の基準となる24日の米国株式市場は、米連邦準備制度理事会(FRB)による利上げ時期や中国の景気動向などに対する不透明感が強まる中で、アジア株式市場が中国(上海)株を中心に全面安となったことや、商品市場の下落などを受けて投資家のリスク回避姿勢が世界的に強まったことなどから大幅な下落となりました。また、為替市場において、ドル・円相場が一時1ドル=116円18銭まで下落するなど、安全資産とされる円が急伸したことなどもマイナス要因となりました。24日のS&P500種指数は3.9%の下落となりました。

こうした米国株式市場の大幅下落により当ファンドの基準価額も大幅な下落となりました。今後の展開につきましては、引き続き慎重に注視して参る所存です。

主要指数等の動き

	2015/08/21	2015/08/24	変化率
S&P500 種指数	1,970.89	1,893.21	-3.9%

出所: Bloomberg

	2015/08/24	2015/08/25	変化率
米ドル(対円)	121.72	118.90	-2.3%

基準価額算出時使用レート

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

<ファンドのリスク>

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「株式の発行企業の信用リスク」、「為替変動リスク」、「流動性リスク」、などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

<お客様にご負担いただく費用>

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

■ 直接ご負担いただく費用

○購入時手数料:

3.24%(税抜 3.0%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を購入申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

○信託財産留保額:換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

■ 間接的にご負担いただく費用

○信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.836%(税抜年 1.70%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

○マザーファンドの投資顧問会社への投資顧問報酬

委託会社の受取る報酬には、「米国製造業株式マザーファンド」において運用の指図権限を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。その額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、年率 0.53%を乗じて得た額とします。

○その他の費用

上記のほか、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。

◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

● 設定・運用は

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会]一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

/ 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。